

情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第四十三条第一項において「匿名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。

この章、第六章及び第七章において「個人関連情報取扱事業者」とは、個人関連情報を含む連情報取扱事業者であつて、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第三十一条第一項において「個人関連情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。

この章において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

第二節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務

第十七条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

第十八条 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。

（利用目的による制限）

第十九条 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（不適正な利用の禁止）

（適正な取得）

個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

（一法令に基づく場合）

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得るこ

とが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本

人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行する

ことに対し協力する必要がある場合であつて、

（同じ）に基づく場合

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令（条例を含む。以下この章において同じ。）に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

三 人の同意を得ることが困難であるとき。

四 本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であつて、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

七 当該要配慮個人情報が、本人、国、機関、地方公共団体、学術研究機関等、第五十七条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合であつて、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

八 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとし

て法令で定める場合

九 その他の個人情報を取得する場合

（取得に際しての利用目的の通知等）

（委託先の監督）

（従業者の監督）

（データ内容の正確性の確保等）

（データ内容の

3
あるのは「第四十二条第一項」と、同項第一号中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、同項第三号中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。

第二十三条から第二十五条まで、第四十条並びに前条第七項及び第八項の規定は、仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第二十三条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第七項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

（個人情報の取扱い）
第四十三条 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を削除したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行つた加工の方法に関する情報の漏えいを防止するため必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。

個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。

個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報を削除するための措置を講じなければならない。

第五節 民間団体による個人情報の保護の推進（認定）

第四十六条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するためには必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならぬ。

第四十五条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報を係る本人を識別するため、当該個人情報から削除され記述等若しくは個人識別符号若しくは第四十三条第一項若しくは第一百六十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により行われた加工の方針に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

第四十四条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報（匿名加工情報の提供）

工情報を含まる個人に関する情報の項目及び
その提供の方法について公表するとともに、当
該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名
加工情報である旨を明示しなければならない。
個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成
して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たつ
ては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個
人情報に係る本人を識別するために、当該匿名
加工情報を他の情報と照合してはならない。
個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成
したときは、当該匿名加工情報の安全管理のた
めに必要な適切な措置、当該匿名加工情報の
作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他
の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保する
ために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置
の内容を公表するよう努めなければならない。

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次のいづれかに該当する者があるもの

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第百五十五条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過し

4 個人情報保護委員会は、第一項の認定をしたときは、その旨（第二項の規定により業務の範囲を限定する認定にあつては、その認定に係る業務の範囲を含む。）を公示しなければならぬ。

な業務
前項の認定は、対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲を限定して行うことができる。
第一項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、個人情報保護委員会に申請しなければならない。

一 業務の対象となる個人情報取扱事業者等（以下この節において「対象事業者」という。）の個人情報等の取扱いに関する第五十三条の規定による苦情の処理

二 個人情報等の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供

三 前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な措置

この章において「個人情報取扱事業者等」といふ。の個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報（以下この章において「個人情報等」という。）の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号ロにおいて同じ。）は、個人情報保護委員会の認定を受けることができる。

口 第百五十五条第一項の規定により認定を取り消された法人において、その取消しの日三十日以内にその役員であつた者でその取消しの日から二年を経過しない者

(対象事業者)
第五十二条 認定個人情報保護団体は、認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者等を対象事業者としなければならない。この場合において、第五十四条第四項の規

定による措置をとつたにもかかわらず、対象事業者が同条第一項に規定する個人情報保護指針を遵守しないときは、当該対象事業者を認定業務の対象から除外することができる。

2 認定個人情報保護団体は、対象事業者の氏名又は名称を公表しなければならない。
(苦情の処理)

3 認定個人情報保護団体は、本人その他他の関係者から対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をして、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該対象事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 対象事業者は、認定個人情報保護団体から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。
(個人情報保護指針)

第五十四条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のためには、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に応じる手続その他他の事項又は仮名加工情報若しくは匿名加工情報に係る作成の方法、その情報の安全管理のための措置その他の事項に関し、消費者の意見を聽いて、この法律の規定の趣旨に沿つた指針（以下この節及び第六章において「個人情報保護指針」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、当該個人情報保護指針を個人情報保護委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 個人情報保護委員会は、前項の規定による個人情報保護指針の届出があつたときは、個人情報保護指針に対する苦情の処理その他の個人情報保護指針を公表しなければならない。

4 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針が公表されたときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させ

るため必要な指導、勧告その他の措置をとらなければならぬ。

（目的外利用の禁止）

第五十五条 認定個人情報保護団体は、認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。
第五十六条 認定個人情報保護団体でない者は、認定個人情報保護団体と同一の名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。
第六節 雜則

（適用除外）

（

該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求（行政機関情報公開法第三条、独立行政法人等情報公開法第三条又は情報公開条例の規定による開示の請求をいう。）があつたとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものである。（イ）当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をする。（ロ）行政機関情報公開法第十三条第一項若しくは第二項、独立行政法人等情報公開法第十四条第一項若しくは第二項又は情報公開条例（行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により意見書の提出の機会を与えること。

三 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第一百六十六条第一項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。

四 一特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

五 この章において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

（個人情報の保有の制限等）
第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第一項の取扱い）

（個人情報の保有の制限等）
第六十二条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第一項の取扱い）

二 号及び第三号並びに第四節において同じ。の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

イ 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をする。

ロ 行政機関情報公開法第十三条第一項若しくは第二項、独立行政法人等情報公開法第十四条第一項若しくは第二項又は情報公開条例（行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により意見書の提出の機会を与えること。

三 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正化遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第六十三条 行政機関の長（第二条第八項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第七百七十四条において同じ。）、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（正確性の確保）
第六十四条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（適正な取得）
第六十五条 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

二 情報の安全管理のためには、個人情報の安全な管理措置を講じなければならない。

一 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者（当該委託を受けた業務）
二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項の「第三項に規定する指定管理者をいう。」）
三 法第二百四十四条第一項に規定する公の施設（同をいう。）の管理の業務
四 第五百八条第一項各号に掲げる者（法令に基づき行う業務であつて政令で定めるもの）
五 第五百八条第二項各号に掲げる者（同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であつて政令で定めるもの）
六 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者（当該委託を受けた業務）
（従事者の義務）
第六十七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいふ。以下この章及び第七百六十六条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に關して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

三 公の施設（同をいう。）の管理の業務に従事する行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は學術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

三 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供

（漏えい等の報告等）
第六十八条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

四 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

四 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第七十条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(外国にある第三者への提供の制限)

第七十一条 行政機関の長等は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（第十六条第三項に規定する個人データの取扱いについて前章第二節の規定により同条第二項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされてこの条において同じ。）に、当該第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第七十二条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第一百二十八条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

(行政機関の長等による記録情報の取扱い)

第七十三条 行政機関の長等は、行政機関の長等は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならぬ。

第七十四条 行政機関（会計検査院を除く。以下この条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(個人情報ファイルの名称)

二 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

(個人情報ファイルの利用目的)

三 個人情報ファイルに記録される項目（以下この節において「記録項目」という。）及び

四 個人情報ファイルに記録される項目（以下この節において「記録項目」という。）及び

五 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この節において「記録情報」という。）

(収集方法)

六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるとき

七 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

八 次条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を次条第一項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを次条第一項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするときは、その旨

九 第十七条第一項、第九十条第一項又は第九十八条第一項の規定による請求を受理する

十 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

十一 第六十一条第二項第二号に係る個人情報ファイル

十二 行政機関の長は、第一項に規定する事項を通じた個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第九号に該当するに至つたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会に対しその旨を通知しなければならない。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第十七条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、その旨

十一 その他政令で定める事項

十二 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 個人情報保護委員会規則で定める方法であつて個人情報保護委員会規則で定めるもの

二 連絡先その他の情報を利用してはならない。

三 個人情報の取扱いに係る義務

四 個人情報の取扱いに係る義務

五 個人情報の取扱いに係る義務

六 個人情報の取扱いに係る義務

七 個人情報の取扱いに係る義務

八 個人情報の取扱いに係る義務

九 個人情報の取扱いに係る義務

十 個人情報の取扱いに係る義務

十一 個人情報の取扱いに係る義務

十二 個人情報の取扱いに係る義務

十三 個人情報の取扱いに係る義務

十四 個人情報の取扱いに係る義務

十五 個人情報の取扱いに係る義務

十六 個人情報の取扱いに係る義務

十七 個人情報の取扱いに係る義務

十八 個人情報の取扱いに係る義務

十九 個人情報の取扱いに係る義務

二十 個人情報の取扱いに係る義務

二十一 個人情報の取扱いに係る義務

二十二 個人情報の取扱いに係る義務

二十三 個人情報の取扱いに係る義務

二十四 個人情報の取扱いに係る義務

二十五 個人情報の取扱いに係る義務

二十六 個人情報の取扱いに係る義務

二十七 個人情報の取扱いに係る義務

二十八 個人情報の取扱いに係る義務

二十九 個人情報の取扱いに係る義務

三十 個人情報の取扱いに係る義務

三十一 個人情報の取扱いに係る義務

三十二 個人情報の取扱いに係る義務

三十三 個人情報の取扱いに係る義務

三十四 個人情報の取扱いに係る義務

三十五 個人情報の取扱いに係る義務

三十六 個人情報の取扱いに係る義務

三十七 個人情報の取扱いに係る義務

三十八 個人情報の取扱いに係る義務

三十九 個人情報の取扱いに係る義務

四十 個人情報の取扱いに係る義務

四十一 個人情報の取扱いに係る義務

四十二 個人情報の取扱いに係る義務

四十三 個人情報の取扱いに係る義務

四十四 個人情報の取扱いに係る義務

四十五 個人情報の取扱いに係る義務

四十六 個人情報の取扱いに係る義務

四十七 個人情報の取扱いに係る義務

四十八 個人情報の取扱いに係る義務

四十九 個人情報の取扱いに係る義務

五十 個人情報の取扱いに係る義務

五十一 個人情報の取扱いに係る義務

五十二 個人情報の取扱いに係る義務

五十三 個人情報の取扱いに係る義務

五十四 個人情報の取扱いに係る義務

五十五 個人情報の取扱いに係る義務

五十六 個人情報の取扱いに係る義務

五十七 個人情報の取扱いに係る義務

五十八 個人情報の取扱いに係る義務

五十九 個人情報の取扱いに係る義務

六十 個人情報の取扱いに係る義務

六十一 個人情報の取扱いに係る義務

六十二 個人情報の取扱いに係る義務

六十三 個人情報の取扱いに係る義務

六十四 個人情報の取扱いに係る義務

六十五 個人情報の取扱いに係る義務

六十六 個人情報の取扱いに係る義務

六十七 個人情報の取扱いに係る義務

六十八 個人情報の取扱いに係る義務

六十九 個人情報の取扱いに係る義務

七十 個人情報の取扱いに係る義務

七十一 個人情報の取扱いに係る義務

七十二 個人情報の取扱いに係る義務

七十三 個人情報の取扱いに係る義務

七十四 個人情報の取扱いに係る義務

七十五 個人情報の取扱いに係る義務

七十六 個人情報の取扱いに係る義務

七十七 個人情報の取扱いに係る義務

七十八 個人情報の取扱いに係る義務

七十九 個人情報の取扱いに係る義務

八十 個人情報の取扱いに係る義務

八十一 個人情報の取扱いに係る義務

八十二 個人情報の取扱いに係る義務

八十三 個人情報の取扱いに係る義務

八十四 個人情報の取扱いに係る義務

八十五 個人情報の取扱いに係る義務

八十六 個人情報の取扱いに係る義務

八十七 個人情報の取扱いに係る義務

八十八 個人情報の取扱いに係る義務

八十九 個人情報の取扱いに係る義務

九十 個人情報の取扱いに係る義務

九十一 個人情報の取扱いに係る義務

九十二 個人情報の取扱いに係る義務

九十三 個人情報の取扱いに係る義務

九十四 個人情報の取扱いに係る義務

九十五 個人情報の取扱いに係る義務

九十六 個人情報の取扱いに係る義務

九十七 個人情報の取扱いに係る義務

九十八 個人情報の取扱いに係る義務

九十九 個人情報の取扱いに係る義務

一百 個人情報の取扱いに係る義務

一百一 個人情報の取扱いに係る義務

一百二 個人情報の取扱いに係る義務

一百三 個人情報の取扱いに係る義務

一百四 個人情報の取扱いに係る義務

一百五 個人情報の取扱いに係る義務

一百六 個人情報の取扱いに係る義務

一百七 個人情報の取扱いに係る義務

一百八 個人情報の取扱いに係る義務

一百九 個人情報の取扱いに係る義務

一百二十 個人情報の取扱いに係る義務

一百二十一 個人情報の取扱いに係る義務

一百二十二 個人情報の取扱いに係る義務

一百二十三 個人情報の取扱いに係る義務

一百二十四 個人情報の取扱いに係る義務

一百二十五 個人情報の取扱いに係る義務

一百二十六 個人情報の取扱いに係る義務

一百二十七 個人情報の取扱いに係る義務

一百二十八 個人情報の取扱いに係る義務

一百二十九 個人情報の取扱いに係る義務

一百三十 個人情報の取扱いに係る義務

一百三十一 個人情報の取扱いに係る義務

一百三十二 個人情報の取扱いに係る義務

一百三十三 個人情報の取扱いに係る義務

一百三十四 個人情報の取扱いに係る義務

一百三十五 個人情報の取扱いに係る義務

一百三十六 個人情報の取扱いに係る義務

一百三十七 個人情報の取扱いに係る義務

一百三十八 個人情報の取扱いに係る義務

一百三十九 個人情報の取扱いに係る義務

一百四十 個人情報の取扱いに係る義務

一百四十一 個人情報の取扱いに係る義務

一百四十二 個人情報の取扱いに係る義務

一百四十三 個人情報の取扱いに係る義務

一百四十四 個人情報の取扱いに係る義務

一百四十五 個人情報の取扱いに係る義務

一百四十六 個人情報の取扱いに係る義務

一百四十七 個人情報の取扱いに係る義務

一百四十八 個人情報の取扱いに係る義務

一百四十九 個人情報の取扱いに係る義務

一百五十 個人情報の取扱いに係る義務

一百五十一 個人情報の取扱いに係る義務

一百五十二 個人情報の取扱いに係る義務

一百五十三 個人情報の取扱いに係る義務

一百五十四 個人情報の取扱いに係る義務

一百五十五 個人情報の取扱いに係る義務

一百五十六 個人情報の取扱いに係る義務

一百五十七 個人情報の取扱いに係る義務

一百五十八 個人情報の取扱いに係る義務

一百五十九 個人情報の取扱いに係る義務

一百六十 個人情報の取扱いに係る義務

一百六十一 個人情報の取扱いに係る義務

一百六十二 個人情報の取扱いに係る義務

一百六十三 個人情報の取扱いに係る義務

一百六十四 個人情報の取扱いに係る義務

一百六十五 個人情報の取扱いに係る義務

一百六十六 個人情報の取扱いに係る義務

一百六十七 個人情報の取扱いに係る義務

一百六十八 個人情報の取扱いに係る義務

一百六十九 個人情報の取扱いに係る義務

一百七十 個人情報の取扱いに係る義務

一百七十一 個人情報の取扱いに係る義務

一百七十二 個人情報の取扱いに係る義務

一百七十三 個人情報の取扱いに係る義務

一百七十四 個人情報の取扱いに係る義務

一百七十五 個人情報の取扱いに係る義務

一百七十六 個人情報の取扱いに係る義務

一百七十七 個人情報の取扱いに係る義務

一百七十八 個人情報の取扱いに係る義務

一百七十九 個人情報の取扱いに係る義務

一百八十 個人情報の取扱いに係る義務

一百八十一 個人情報の取扱いに係る義務

一百八十二 個人情報の取扱いに係る義務

一百八十三 個人情報の取扱いに係る義務

一百八十四 個人情報の取扱いに係る義務

一百八十五 個人情報の取扱いに係る義務

一百八十六 個人情報の取扱いに係る義務

一百八十七 個人情報の取扱いに係る義務

一百八十八 個人情報の取扱いに係る義務

一百八十九 個人情報の取扱いに係る義務

一百九〇 個人情報の取扱いに係る義務

一百九一 個人情報の取扱いに係る義務

一百九二 個人情報の取扱いに係る義務

関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（二）あるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされて開示しないこととするもののうち当該情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するためには不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（二）とする。

（部分開示）

第七十九条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合

において、不開示情報に該当する部分を容易に区別して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前項第一項第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第八十条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができ

る。（開示請求に対する措置）

第八十一条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第八十二条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するとき

は、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に關し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第六十二条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に對し、その旨を書面により通知しなければならぬ。

（開示決定等の期限）

第八十三条 開示決定等は、開示請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかるらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第八十四条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内にその全てについて開示決定等をすることがにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前項の規定にかかるらず、行政機関の長等は、開示請求があつた日から六十日以内にその全てについて開示決定等をする。

この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に開示決定等をすれば足りる。次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（事案の移送）

第八十五条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたもの

であるとき、その他の行政機関の長等において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に對し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に對し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第八十二条第一項の決定（以下この節において「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。

（開示の実施）

第八十七条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを用うことができる。

2 行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受けた者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に對し、その求めた開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第八十二条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことに正當な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第八十八条 行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかるらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該

一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合にあつては、当該第三者に開する情報が第七十八条第一項第二号又は同項第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものするとき。

第二十 九条第 二項	第一項 に と き	書が提出された
第三十 二項	第三十 三条第 二項	審理員は、審査 官から指名され たときは、直ち
審理員は	審理員は	審査官は、審査 請求がされたとき は、第二十四 条の規定により 当該審査請求を 却下する場合を 除き、速やかに
審理関係人	審査請求人及び 処分庁等	審査官は、審査 請求がされたとき は、第二十四 条の規定により 当該審査請求を 却下する場合を 除き、速やかに
審理関係人（処 分庁等が審査官 である場合にあ つては、審査請 求人及び参加人。 第五十条第一項 同じ。）	審査請求人及び 処分庁等（処分 庁等が審査官で ある場合にあつ ては、審査請 求人及び参加人。 第五十条第一項 同じ。）	審査官は、審査 請求がされたとき は、第二十四 条の規定により 当該審査請求を 却下する場合を 除き、速やかに

（百七条） 第八十六条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

二 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

三 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあっては、条例）で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けること

第五款 条例との関係
この節の規定は、地方情報の開示、訂正及び回復請求の手続に関する事務規定期に反しない限り、条規定に反することを妨げるものではない。

第一百八条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

い、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この節において同じ。）を作成することができる。

2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。

いっては、同条第一項第一号中「第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われていると、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき」とあるのは、「第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるとき」と、同項第二号中「第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項」とあるのは、「第二十七条第一項又は第二十八条」とする。

(権限又は事務の委任)

行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院）にあっては、当該機関の命令で定めるところにより、第二節から前節まで（第七十四条及び第四節第四款を除く。）に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。（開示請求等をしてようとする者に対する情報の提供等）

行政機関の長等は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第六十一条第一項若しくは第六十八条第一項の提案（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有する保有個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。（行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。（地方公共団体に置く審議会等への諮問）

第二十九条 地方公共団体に置く審議会の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聽くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。（設置）

第六章 個人情報保護委員会

第一節 設置等

第一百三十条 内閣府設置法第四十九条第三項の規定に基いて、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。（任務）

第三百三十二条 委員会は、行政機関等の事務及び個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号利用事務等実施者（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第十二条に規定する個人番号利用事務等実施者をいう。）に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）を任務とする。（所掌事務）

第三百三十三条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 基本方針の策定及び推進に関すること。
- 二 個人情報取扱事業者における個人情報の取扱い、個人情報取扱事業者及び仮名加工情報の取扱事業者における仮名加工情報の取扱い、個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者における匿名加工情報取扱事業者における匿名加工情報の取扱い並びに個人関連情報取扱事業者における個人関連情報の取扱いに関する監督、行政機関等における個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の取扱いに関する監視並びに個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理

第三百三十四条 委員会は、委員長及び委員八人をもって組織する。

3 2 委員のうち四人は、非常勤とする。

3 2 委員長及び委員には、人格が高潔で識見の高い者の中から、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

3 2 委員長及び委員には、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者、消費者の保護に関する十分な知識と経験を有する者、情報処理技術に関する学識経験のある者、行政分野に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者、連合組織（地方自治法第二百六十三条の三第一項の連合組織）で同項の規定による届出をしたもの）の推薦する者が含まれるものとする。

（任期等）

第三百三十五条 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 2 委員長及び委員は、再任されることができる。

3 2 委員長及び委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前条第三項の規定にかかるらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

4 第三百三十六条第四号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならぬ。

5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第二項に規定する委員長を代理する者は、委員長とみなす。（専門委員）

第三百三十六条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、在任中、その意に反して罷免されることはないとする。

2 委員長又は委員を罷免しなければならない。（罷免）

第三百三十七条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。（委員長）

3 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 2 委員会は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならぬ。（会議）

第三百三十九条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び四人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 第三百三十六条第四号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならぬ。

5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第二項に規定する委員長を代理する者は、委員長とみなす。（専門委員）

第三百四十条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、委員会の申出に基づいて内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。（事務局）

第三百四十二条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

九 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務

二 この法律又は番号利用法の規定に違反して刑に処せられたとき。

三 拘禁刑以上の刑に処せられたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

四 委員会により、心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

五 特定個人情報保護評価（番号利用法第二十一条第一項に規定する特定個人情報保護評価をいう。）に関する監視又は監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること。

六 個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発に関すること。

七 前各号に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関すること。

八 所掌事務に係る国際協力に関すること。

機関並びに地方独立行政法人についての第百十一条及び第一百十一条の規定の適用については、当分の間、第一百十条中「行政機関の長等は、」あるのは「行政機関の長等は、次条の規定による募集をしようとする場合であつて、」と、第一百十一条中「ものとする」とあるのは「ことができる」とする。

附 則（平成一五年五月三〇日法律第六
一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一五年七月一六日法律第一
一九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条の規定 個人情報の保護に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日（その他の経過措置の政令への委任）

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二一年六月五日法律第四九
号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

規 定 は、當該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 この法律の公布の日（処分等に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。）の規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。）の規定によ

2
2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定によりその手續がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。
(命令の効力に関する経過措置)

第五条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第九条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第一号抄
(施行期日)
附 則 (平成二七年九月九日法律第六五
規定期定) 公布の日
二 第一条及び第四条並びに附則第五条、第六条、第七条第一項及び第三項、第八条、第九条、第十条第二項、第十一条及び第十二条の規定

3 施行日前に旧個人情報保護法又はこれに基づく命令の規定により主務大臣に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、施行日以後は、これを、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会に対応してその手続をしなければならないとされた事項についてその手續がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。
（委員長又は委員の任命等に関する経過措置）

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に從前の特定個人情報保護委員会の委員長又は委員である者は、それぞれ第二号施行日以前に、第一条の規定による改正後の個人情報保護に関する法律（以下この条において「第二号新個人情報保護法」という。）第五十四条第三項の規定により、個人情報保護委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第二号新個人情報保護法第五条第一項の規定にかかわらず、第二号施行日における従前の特定個人情報保護委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行に伴い新たに任命されることとなる個人情報保護委員会の委員については、第二号新個人情報保護法第五十四条第三項に規定する委員の任命のため必要な行為は、第二号施行日前においても行うことができる。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に從前の特定個人情報保護委員会の事務局の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、第二号施行日に、同一の勤務条件をもつて、個人情報保護委員会の事務局の相当の職員となるものとする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第九条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為は、施行日以後は、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会に対応してされた申請、届出その他の行為とみなす。

行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(政令への委任)

この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(事業者等が講すべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定に当たつての配慮)

個人情報保護委員会は、新個人情報保護法第八条に規定する事業者等が講すべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を策定するに當たつては、この法律の施行により旧個人情報保護法第二条第三項第五号に掲げる者が新たに個人情報取扱事業者となることに鑑み、特に小規模の事業者の事業活動が円滑に行われるよう配慮するものとする。

(検討)

第十二条 政府は、施行日までに、新個人情報保護法の規定の趣旨を踏まえ、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第一項に規定する行政機関が保有する同条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項に規定する独立行政法人等が保有する同条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報(以下この条において「行政機関等保有個人情報」と総称する。)の取扱いに関する規制の在り方について、匿名加工情報(新個人情報保護法第二条第九項に規定する匿名加工情報といい、行政機関等匿名加工情報(行政機関等保有個人情報を加工して得られる匿名加工情報をいう。以下この項において同じ。)を含む。)の円滑かつ迅速な利用を促進する観点から、行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する指導、助言等を統一的かつ横断的に個人情報保護委員会に行わせることを含めて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進その他の個人情報保護委員会の所掌事務について、これを実効的に行うために必要な人材体制の整備、財源の確保その他の措置の状況を勘案し、その改善について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に

関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行後三年を目途として、預金保険法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第一項に規定する金融機関が同条第三項に規定する預金者等から、又は農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第一項に規定する農水産業協同組合が同条第三項に規定する貯金者等から、適切に個人番号の提供を受ける方策及び第七条の規定による改正後の番号利用法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

5 政府は、国の行政機関等が保有する個人情報の安全を確保する上でサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。)に関する対策の的確な策定及び実施が重要であることに鑑み、国行政機関等における同法第十三条に規定する基準に基づく対策の策定及び実施に係る体制の整備等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

6 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方にについて検討するものとする。

附 則 (平成二八年五月二七日法律第五号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二九年五月二四日法律第三十六号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和二年六月一二日法律第四四号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和二年六月一二日法律第四四号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条から第十二条までの規定の日

二 第一条中個人情報の保護に関する法律第八十四条を削り、同法第八十三条を同法第八四条とし、同法第八十二条の次に一条を加え改正規定、同法第八十五条の改正規定、同法第八十六条の改正規定及び同法第八十七条の改正規定、同法第八十九条の改正規定及び同法第八十七条の改正規定並びに第三条中医疗分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第四十六条の改正規定、同法第四十六条の次に一条を加える改正規定、同法第四十八条の改正規定及び同法第

四十九条の改正規定並びに附則第八条の規定による。定 公布の日から起算して六月を経過した日を超えない範囲内において政令で定める日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定めた日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第十一章、第二百三十五条、第二百三十九条第一項(第四十四号に係る部分に限る。)、第二百四十三条第一項(第四号(第二百三十号第一項第四十四号に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)及び第三項並びに第二百五一条並びに附則第五条、第七条から第二十条まで、第十二条、第十四条(特定複合観光施設区域の整備に関する法律第十九条第二項の改正規定に限る。)第十五条及び第十六条の規定(公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定めた日から施行する)の規定を超えない範囲内において政令で定めた日から施行する。

附 則 (令和元年五月三一日法律第一六号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月六月を超えない範囲内において政令で定めた日から施行する。

附 則 (令和二年六月一二日法律第四四号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定めた日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条から第十二条までの規定の日

二 第一条中個人情報の保護に関する法律第八十四条を削り、同法第八十三条を同法第八四条とし、同法第八十二条の次に一条を加え改正規定、同法第八十五条の改正規定、同法第八十六条の改正規定及び同法第八十七条の改正規定、同法第八十九条の改正規定及び同法第八十七条の改正規定並びに第三条中医疗分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第四十六条の改正規定、同法第四十六条の次に一条を加える改正規定、同法第四十八条の改正規定及び同法第

四十九条の改正規定並びに附則第八条の規定による。定 公布の日から起算して六月を経過した日を超えない範囲内において政令で定める日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定めた日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第十一章、第二百三十五条、第二百三十九条第一項(第四十四号に係る部分に限る。)、第二百四十三条第一項(第四号(第二百三十号第一項第四十四号に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)及び第三項並びに第二百五一条並びに附則第五条、第七条から第二十条まで、第十二条、第十四条(特定複合観光施設区域の整備に関する法律第十九条第二項の改正規定に限る。)第十五条及び第十六条の規定(公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定めた日から施行する)の規定を超えない範囲内において政令で定めた日から施行する。

附 則 (令和元年五月三一日法律第一六号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月六月を超えない範囲内において政令で定めた日から施行する。

附 則 (令和二年六月一二日法律第四四号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定めた日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条から第十二条までの規定の日

二 第一条中個人情報の保護に関する法律第八十四条を削り、同法第八十三条を同法第八四条とし、同法第八十二条の次に一条を加え改正規定、同法第八十五条の改正規定、同法第八十六条の改正規定及び同法第八十七条の改正規定並びに第三条中医疗分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第四十六条の改正規定、同法第四十六条の次に一条を加える改正規定、同法第四十八条の改正規定及び同法第

○号)抄

11 第五十条施行日前に行政機関等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定による保有個人情報の外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同項の同意があつたものとみなす。

12 第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第二項の規定は、行政機関等が第五十条施行日以後に第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。

13 第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第三項の規定は、行政機関等が第五十条施行日以後に保有個人情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

14 第五十条施行日において現に第五十条改正後個人情報保護法第二条第八項に規定する行政機関が保有している第五十条改正後個人情報保護法第六十条第二項に規定する個人情報ファイルについての第五十条改正後個人情報保護法第十四条第一項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有していない」と、「あらかじめ」とあるのは「デジタル社会の形成を図るために関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第五十条の規定の施行後遅滞なく」とする。

（第五十一条の規定の施行に伴う準備行為）

第八条 国は、第五十一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下この条、次条及び附則第十条第一項において「第五十一条改正後個人情報保護法」という。）の規定による地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の保有する個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体に対して必要な資料の提出を求めることその他の方法により地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における第五十一条改正後個人情報保護法の施行のために必要な準備行為の実施状況を把握した上で、必要があると認めるときは、当該準備行為について技術的な助言又は勧告をするものとする。

（第五十一条の規定の施行に伴う経過措置）

第九条 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等（第五十一条改正後個人情報保護法第五

十八条第一項第一号に掲げる者又は同条第二項の規定により第五十一条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者若しくは同条第七項に規定する個人関連情報取扱事業者とみなされる第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項第一号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。)に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第十七条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において第五十一条改正後個人情報保護法第十八条第一項又は第二項の同意があつたものとみなす。

第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認めるとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、第五十一条施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。

第五十五条改正後個人情報保護法第二十七条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする特定地方独立行政法人等は、第五十一条施行日前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、第五十一条施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。

第五十五条改正後個人情報保護法第二十七条第五項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならぬ事項に相当する事項について、第五十一条施行日前に、特定地方独立行政法人等により本人に通知されているときは、当該通知は、第五十一条施行日以後は、同号の規定による通知とみなす。

第五十五条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定による個人データの外国にある第三者への

提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があつたものとみなす。

第六章 第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条

第二項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。

第七章 第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条

第三項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

第八章 第五十一条改正後個人情報保護法第三十一条

第一項において読み替えて準用する第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

第九章 第五十一条改正後個人情報保護法第三十二条

第一項において読み替えて準用する第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

第十章 第五十一条改正後個人情報保護法第六十六条

第一項に規定する個人情報保護法第二十二条第一項第二号又は第四号に掲げる者（第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項の規定により第五十一条改正後個人情報保護法第六十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者とみなされる第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項第一号に掲げる者を除く。以下この条において同じ。）に對しきされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第六十一条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを認めるとの同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日ににおいて第五十一条改正後個人情報保護法第六十九条第二項第一号の同意があつたものとみなす。

第十一章 第五十一条施行日前に第五十一条改正後個人情報保護法第二十二条第一項第二号又は第四号に掲げる者に対しされた本人の個人情報の取扱い

に關する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定による保有個人情報の外國にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があつたものとみなす。

第十五条改正後個人情報保護法第七十一条第二項の規定は、第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一項第二号又は第四号に掲げる者が第五十一条施行日以後に第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。

第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第三項の規定は、第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一項第二号又は第四号に掲げる者が第五十一条施行日以後に保有個人情報を第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第三項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

(第五十一条と条例との関係)

第十条 地方公共団体の条例の規定で、第五十二条改正後個人情報保護法で規制する行為を处罚する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、第五十一条の規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。

前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の处罚については、その失効後も、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、处分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

条の規定、第五条中農業協同組合法第十一条の六十六第一項、第九十二条の三第一項及び第九十二条の五の九第二項の改正規定、第六条中水産業協同組合法第八十七条の二第一項、第一百七条第一項及び第一百七条第二項の改正規定、第七条中協同組合による金融事業に関する法律第四条の四第一項、第六条の四及び第六条の五の十第二項の改正規定、第八条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十八条第五号、第一百条第五号及び第一百三十六条第一項の改正規定、第九条中信用金庫法第五十四条の二十三第一項、第八十五条の二の二の

の八を削る改正規定並びに同法第二十四条の五第一項から第三項まで及び第十三項、第二十五条第一項から第四項まで及び第六項、第二十七条、第二十七条の三十の二、第二十七条の三十の六第一項、第二十七条の三十の十、第二十七条の三十二第一項、第二十七条の三十四、第五十七条の二第二項及び第五项、第一百六十六条第四項及び第五項、第一百十二条の三第一項及び第二項、第一百七十二条の四第二項、第一百七十二条の十二第一項、第一百八十八条第十項及び第十一項、第一百八十五条の七第四項から第七項まで、第十四項、第

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年五月一九日法律第三二号）抄

項、第五十条の二第一項、第十一項及び第十二項、第五十九条の四第一項、第六十条の三第一項、第六十四条第三項、第六十四条の二第一項、第六十四条の七第六項、第六十六条の十九第一項、第八十条第二項、第八十二条第二項、第一百六条の十二第二項、第一百五十五条の三第二項、第一百五十六条の四第二項、第一百五十六条の二十の四第二項、第一百五十六条の二十の十八第二項並びに第一百五十六条の二十五第二項の改正規定並びに同法附則第三条の二及び第三条の三第四項の改正規定、第二

資産の流動化に関する法律第七十条第一項の改正規定、第十七条中農林中央金庫法第五十四条第三項、第七十二条第一項、第九十五条の三第一項及び第九十五条の五の十第二項の改正規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十一条第三項、第三十九条第一項及び第六十条の六第一項の改正規定並びに附則第十四条から第十七条まで、第二十三条第一項、第三十四条、第三十七条から第三十九条まで及び第四十一条から第四十三条までの規定、附則第四十四条中登録免許税法

所載の議事録等で示すところを除く。この法律は、公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年五月二五日法律第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしては、なほ、この法律の罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

二及び第八十九条第十項の改正規定、第十条
中長期信用銀行法第十三条の二第一項及び第

名称	沖繩科學技術大學院大學學園	沖繩科學技術大學院大學學園
園	大學院大學學	大學院大學學
沖繩振興開發	法（平成二十一年法律第七十 六号）	沖繩振興開發金融公庫法（昭 和四十七年法律第三十一号）
金融公庫		

習機構	外国人技能実	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)
協力銀行	株式会社国際	株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)
政策金融公庫	株式会社日本	株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)
貿易保険	株式会社日本	貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)
金融経済教育	推進機構	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第一百一号)
推進機構	原子力損害賠償	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成二十三年法律第九十四号)
原 儲	償・廃炉等支	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成十五年法律第一百二十二号)
援機構	國立健康危機	國立健康危機管理研究機構法(令和五年法律第四十六号)
機関法人	管理研究機構	國立大学法人法(平成十五年法律第一百二号)
大學共同利用	國立大学法人	國立大学法人法(平成十五年法律第一百二号)
機関法人	脱炭素成長型	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(令和五年法律第三十二号)
大學共同利用	経済構造移行	日本銀行法(平成九年法律第八十九号)
機関法人	推進機構	日本銀行法(平成九年法律第七十四号)
機関法人	日本司法支援	総合法律支援法(平成十六年法律第九号)
センター	日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)
センター	日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)
日本年金機構	日本年金機構	日本年金機構法(平成十九年法律第一百九号)
放送大学学園	福島国際研究	福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)
教育機構	農水産業協同組合貯金保険機構	(昭和四十八年法律第五十三号)
預金保険機構	福島国際研究	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)
放送大学学園	教育機構	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)

別表第二（第二条、第五十八条関係）

別表第二（第二条、第五十八条関係）	名称	根拠法
沖縄科学技術大学院大学	沖縄科学技術大学院大学	沖縄科学技術大学院大学
国立研究開発法人	独立行政法人通則法	学園法
国立健康危機管理研究機構	独立行政法人通則法	構法
国立大学法人	独立行政法人法	独立行政法人法
大学共同利用機関法人	独立行政法人法	独立行政法人法
独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第百九十一号）	独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第百九十一号）
独立行政法人地域医療機能推進機構	能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）	能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法	福島復興再生特別措置法
放送大学学園法	放送大学学園法	放送大学学園法